

苅田町立新津中学校 部活動運営ガイドライン

1 部活動の意義と目的

部活動は、学校教育活動の一環として、興味と関心を持つ同好の生徒が、教職員等の指導のもと、自主的・自発的に行うものであり、より高い水準の技術や記録に挑戦したり、中学校体育連盟主催及び中学校文化連盟主催の大会等に参加し、活動を実践する中で、楽しさや喜びを味わい、学校生活に豊かさをもたらす意義を有している。また、生徒の自主性を重んじて行われることで、生徒が互いに協力し合って友情を深めるなど、好ましい人間関係の形成に資するとともに、体力の向上や健康の保持増進を図り、生涯にわたってスポーツや文化等に親しむ態度や豊かな人間性を育む基礎となるものである。なお、体力や技能の向上を目指すことのみに偏ることなく、適切な指導や支援によって、仲間と協力し、切磋琢磨し、生徒一人ひとりが充実感や達成感を味わうことができるようすることを目的とする。

2 部活動の目標

- 自らの興味・関心に基づく活動の中で、個性を伸ばすとともに体力の向上を図り、生涯に渡り運動や文化活動に親しむことができる基盤を育成する。
- 異年齢の集団生活を通して、礼儀作法・自己の役割・責任を自覚し、様々な経験を通して協調性・責任感・成就感を身に付ける。
- 心身を鍛え、充実した生活を築こうとする自主的・実践的な態度を育てる。

3 運営・体制

- ・「福岡県運動部活動の在り方に関する指針」、「苅田町立学校部活動に関する指針」を基盤とし、学校の実態に応じて運営していく。
- ・生徒や教職員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、部活動顧問を複数配置し、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教職員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。
- ・顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教職員の他の校務分掌や家庭の状況、部活動指導員の配置状況等を勘案した上で決定する。
- ・環境整備や用具の点検を定期的に行い、ケガや事故の未然防止のため危機管理を徹底する。

・休養日及び活動時間の目安

休養日及び活動時間の目安は、「苅田町立学校部活動に関する指針」に準ずる。

- 学期中は、週当たり 2 日以上の休養日を設ける。平日は少なくとも 1 日、週末（土曜日及び日曜日）は少なくとも 1 日以上を休養日とする。ただし、運動部は中体連主催大会（文化部は連盟主催大会）の 2 週間前の週休日における両日活動については、生徒の負担を考慮した上で活動を認める。その他の期間に両日実施する場合には事前に校長の承認を得た上で、休養日を他の日に振り替える。
- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。なお、学校閉学日には、特別な理由の無い限り部活動を行わない。
- 1日の活動時間は、平日では 2 時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は 3 時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。（練習試合や遠征などで半日を超える場合は、事前に校長の承認を得て、保護者・生徒の理解を得た上で実施する。）

なお、休養日及び活動時間等の設定については、上記基準の趣旨を踏まえ、地域や学校の実態に応じて、定期試験前後の一定期間の部活動休養日を設けたり、週間、月間、学期単位等での活動頻度・時間を設定したり弾力的に定めることができるものであること。

夏期 18時30分

冬期 17時30分

完全下校：19時30分

※天候や活動場所、活動環境等の都合上、この限りではない

4 指導 ~合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組~

① 体罰禁止の徹底

体罰を正当化することは、いかなる理由があろうとも決して許されるものではない。

② 適切な人間関係の形成

異年齢集団における上級生、下級生等の適切な人間関係づくりをサポートする。

③ 生徒の意見を反映した指導

独善的な指導ではなく、生徒との意見交換等を通じて生徒の主体性を尊重しつつ、目標や活動内容を検討する。

④ 生徒のよさを伸ばす指導

生徒の人権や人格、自主性を尊重し、発達段階を考慮した指導を行う。肯定的な指導と叱る等を場面に応じて適切に行うこと。なお、厳しい言葉等を発した後にはフォローアップに留意すること。

⑤ 無理のない練習

生徒の発達段階や体力、技能の習熟度、疲労度などを考慮した無理のない練習を行うこと。